

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設））【43】

2. 日時：令和2年12月2日 16時30分～19時5分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム） 渡邊安全規制調整官 他7名

日本原子力発電株式会社： 担当者12名

東京電力ホールディングス株式会社： 担当者 2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、これまでに提出のあった資料等を用いて、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請のうち、令和2年11月16日に受理した原子炉設置許可補正申請の概要、設計に伴う既許可（設置変更許可）への影響、添付書類十一及び技術的能力について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

なお、事業者から対面でのヒアリング開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料1・・・東海第二発電所 原子炉設置許可補正申請の概要について（・特定重大事故等対処施設、・既許可）

資料2・・・東海第二発電所 原子炉設置許可補正申請の設計に伴う既許可（設置変更許可）への影響

資料3・・・東海第二発電所 特定重大事故等対処施設安全審査スケジュール

※ 提出資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

以上